

# 島根県立大学浜田キャンパスパソコン貸与要綱

平成22年3月31日

島根県立大学長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、島根県立大学浜田キャンパスに在籍する学生へのパソコンの貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与要件)

第2条 パソコンの貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件(1)又は(2)を満たしている者とする。

(1) 留学生

(2) (1)以外の学生(留学生を除く)であって、パソコンの貸与を申請しようとする年度を基準として、父母又はこれに代わって家計を支えている者の、前々年の1月から12月の間の市町村民税所得割が非課税である者

(貸与の申請)

第3条 パソコンの貸与を申請する者(以下「申請者」という。)は、別に指定する日までに、パソコン貸与申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、島根県立大学学長(以下「学長」という。)に提出するものとする。

(貸与の決定)

第4条 学長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、パソコンを貸与する者を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定によりパソコンの貸与を決定したときは、パソコン貸与決定通知書(様式第2号の1)により、パソコンの貸与を決定した者(以下「被貸与者」という。)に通知するものとする。なお、パソコンの貸与を決定しなかった者には、パソコン貸与不採用通知書(様式第2号の2)により、通知するものとする。

(引き渡し)

第5条 被貸与者は、別に指定する日に浜田キャンパス図書館において、パソコンの引き渡しを受けるものとする。

2 パソコンの引き渡しを受けた被貸与者は、機器借用書(様式第3号)を学長に提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 パソコンの貸与を受けることができる期間は、次に該当する期間以内とし、この期間を満了した場合は、ただちにパソコンを学長に返還しなければならない。

(1) 本学学部の入学者は4年

(2) 本学大学院博士前期課程の入学者は2年

(3) 本学大学院博士後期課程の入学、進学者は3年

(4) 編入学生等、修業年限を学長が別に定める者については、2年次入学者は3年、3年次入学者は2年、4年次入学者は1年

(5) 在学者に貸与決定する場合は、標準修業年限から既に在学した期間を差し引いた期間

(貸与期間の延長)

第7条 休学等の理由により前条の貸与期間満了後に貸与期間を延長する場合は、パソコン貸与期間延長願(様式第4号)を提出し、学長が必要と認めた場合は、貸与期間満了月の翌月

から1年以内毎で貸与をうけることができるものとする。

(使用料等)

第8条 前条及び前々条のパソコンの貸与期間は、無償とする。ただし、学長が必要と判断した場合は、保険料の支払を求めることができるものとする。

(使用上の義務)

第9条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって、貸与を受けたパソコンを管理しなければならない。

2 被貸与者は、貸与を受けたパソコンを別の第三者に貸与してはならない。

(賠償等の義務)

第10条 被貸与者は、貸与を受けたパソコンを破損又は紛失したときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

2 被貸与者は、自己の責めに帰す理由により、パソコンを破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、破損に限り、その理由が被貸与者の故意又は重大な過失によらない場合は、学長は、その債務の全部又は一部を免除することができる。

(パソコンの一時返還等)

第11条 被貸与者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その者はただちに貸与を受けたパソコンを学長に一時返還しなければならない。

(1) 休学したとき

(2) パソコンが破損したとき

(3) パソコンの保守点検や保険期間の確認等のために、学長が返還を求めたとき

2 前項第1号に該当する者が休学中も引き続きパソコン貸与を希望する場合は、パソコン一時返還免除願(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第12条 学長は、被貸与者が第4条によるパソコンの貸与の決定の後に、次の各号に該当することとなったときは、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 退学をした場合

(2) 除籍となった場合

(3) パソコン貸与に関する大学の指示に従わなかった場合

(4) 貸与したパソコンを故意に破損させた場合

(5) 自己のパソコンを所有することになった場合

2 学長は、前項の規定により被貸与者に対する貸与の決定を取り消したときは、パソコン貸与決定取消通知書(様式第6号)により、貸与者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた被貸与者は、ただちに貸与を受けているパソコンを学長に返還しなければならない。

(委任)

第13条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に学長が定める。

## 附 則

1 この要綱は平成22年3月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 この要綱は平成22年度の入学生から適用する。

3 この要綱は平成25年2月21日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

4 この要綱は令和4年2月11日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

パソコン貸与申請書

年 月 日

島根県立大学学長 様

申請者 住 所  
学籍番号  
(受験番号)

氏 名

印

保証人 住 所

氏 名

印

島根県立大学浜田キャンパスパソコン貸与要綱第3条により、パソコンの貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 貸与希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類（※留学生は、添付書類不要）

(1) 父母又はこれに代わって家計を支えている者全ての  
(市町村民税所得割が記載されたもの)

年度分所得課税証明書

(2) 世帯全員の住民票

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学学長

パソコン貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり貸与を決定しましたので通知します。

記

1 貸与期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 連絡事項等

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学学長

パソコン貸与不採用通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、貸与の対象となりませんでしたのでお知らせします。

記

1 理 由

受付	年 月 日	
返却	年 月 日	
初期化	年 月 日	

## 機 器 借 用 証

品名及び数量	
借 用 期 間	年 月 日 より 年 月 日 まで
備 考	

※パソコンを借用する場合の注意事項：返却されたパソコンは初期化いたします。必要なデータは事前  
にご自分の外部記憶端末（USBメモリ等）等に保存した上で機器をご返却ください。

機器の借用に際し、以下を遵守いたします。

1. 借用する機器は、島根県立大学での教育・研究及び学生生活に用いるため特別に貸与を受けるものであり、大切に扱うこと。
2. 機器を破損又は紛失した場合は、ただちに図書情報課に届け出ること。なお、破損又は紛失が自己の責めに帰す理由による場合は、その損害を賠償しなければならない。
3. 機器を別の第三者に貸与しないこと。
4. 借用期間中に機器を返還できそうにない場合は、必ずその旨を図書情報課に届け出ること。

年 月 日

島根県立大学学長 様

借用者 学籍番号

氏 名

連 絡 先

## パソコン期間延長願

年 月 日

学籍番号

氏 名

パソコン貸与期間満了となりますが、下記の理由により期間延長していただきますようお願いいたします。

### 記

期間延長の理由	
延長期間	年 月 日から 年 月 日（1年以内）

### 【事務局使用欄】

延長期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

パソコン一時返還免除願

年 月 日

学籍番号

氏 名

第 10 条第 1 項第 1 号に該当することから、パソコンの一時返還が必要となりますが、下記の理由により一時返還を免除いただきますようお願いいたします。

記

一時返還免除を受けたい理由	
免除希望期間	年 月 日から 年 月 日まで

※休学中であっても(1)退学した場合、(2)除籍となった場合、(3)パソコン貸与に関する大学の指示に従わなかった場合、(4)貸与したパソコンを故意に破損させた場合、(5)自己のパソコンを所有することになった場合は、貸与を受けているパソコンを返還してください。

【事務局使用欄】

免除期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学学長

パソコン貸与決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知したパソコンの貸与については、貸与を取り消したので通知します。なお、貸与しているパソコンは、下記の指示に従い、速やかに返還してください。

記

- 1 返還期限 年 月 日
- 2 返還場所 島根県立大学図書情報課（メディアセンター）
- 3 留意事項等

## 島根県立大学出雲キャンパスパソコン貸与要綱

令和2年12月1日

島根県立大学長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、島根県立大学出雲キャンパスに在籍する学生へのパソコンの貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与要件)

第2条 パソコンの貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 島根県立大学出雲キャンパスに入学、進学する者（留学生を含む）及び在学している者
- (2) 日本人学生は、パソコンの貸与を申請しようとする年度を基準として、父母又はこれに代わって家計を支えている者の、前々年の1月から12月の間の所得金額の合計金額が130万円未満の者

(貸与の申請)

第3条 パソコンの貸与を申請する者（以下「申請者」という。）は、別に指定する日までに、パソコン貸与申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、島根県立大学学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

(貸与の決定)

第4条 学長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、内容を審査の上、パソコンを貸与する者を決定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定によりパソコンの貸与を決定したときは、パソコン貸与決定通知書（様式第2号の1）により、パソコンの貸与を決定した者（以下「被貸与者」という。）に通知するものとする。なお、パソコンの貸与を決定しなかった者には、パソコン貸与不採用通知書（様式第2号の2）により、通知するものとする。

(引き渡し)

第5条 被貸与者は、別に指定する日に管理課において、パソコンの引き渡しを受けるものとする。

- 2 パソコンの引き渡しを受けた被貸与者は、機器借用書（様式第3号）を学長に提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 パソコンの貸与を受けることができる期間は、次に該当する期間以内とし、この期間を満了した場合は、ただちにパソコンを学長に返還しなければならない。ただし、パソコン貸与申請書（様式第1号）を提出し、学長が特に必要と認めた場合は、貸与期間満了月の翌月から1年以内で貸与を受けることができるものとする。

- (1) 看護栄養学部の入学者は4年
- (2) 別科助産学専攻の入学者は1年
- (3) 本学大学院博士前期課程の入学者は2年
- (4) 本学大学院博士後期課程の入学、進学者は3年
- (5) 編入学生等、修業年限を学長が別に定める者については、2年次入学者は3年、3年次

入学者は2年、4年次入学者は1年

(6) 在学者に貸与決定する場合は、標準修業年限から既に在学した期間を差し引いた期間  
(使用料等)

第7条 前条のパソコンの貸与期間は、無償とする。ただし、学長が必要と判断した場合は、  
保険料の支払を求めることができるものとする。

(使用上の義務)

第8条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって、貸与を受けたパソコンを管理しなければ  
ならない。

2 被貸与者は、貸与を受けたパソコンに、新たなソフトを読み込んで서는ならない。ただし、  
学長の承認を得たときは、この限りではない。

3 前項のただし書きの承認を得ようとする者は、ソフト導入許可願(様式第4号)を学長に  
提出しなければならない。

(賠償等の義務)

第9条 被貸与者は、貸与を受けたパソコンを毀損したときは、速やかにその旨を学長に報告  
し、そのパソコンを返還しなければならない。

2 被貸与者は、自己の責めに帰す理由により、パソコンを毀損したときは、パソコンを原状  
に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その毀損が、被貸与者の故意又  
は重大な過失によらない場合は、学長は、その債務の全部又は一部を免除することができる。

(修繕の手続き)

第10条 被貸与者は、貸与を受けたパソコンを修繕しようとするときは、パソコン修繕に必  
要な書類を学長に提出しなければならない。

(パソコンの一時返還等)

第11条 被貸与者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その者はただちに貸与を  
受けたパソコンを学長に一時返還しなければならない。

(1) 休学したとき

(2) パソコンの保守点検や保険期間の確認等のために、学長が返還を求めたとき

2 前項に該当する者が特別な理由により、引き続きパソコン貸与の承認を受けようとする者  
は、パソコン一時返還免除願(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第12条 学長は、被貸与者が第4条によるパソコンの貸与の決定の後に、次の各号に該当す  
ることとなったときは、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 退学をした場合

(2) 除籍処分となった場合

(3) パソコン貸与に関する大学指示に従わなかった場合

(4) 故意に貸与したパソコンを損傷した場合

(5) 自己のパソコンを所有することになった場合

2 学長は、前項の規定により被貸与者に対する貸与の決定を取り消したときは、パソコン貸  
与決定取消通知書(様式第6号)により、貸与者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた被貸与者は、ただちに貸与を受けているパソコンを学長に返還しなけ  
ればならない。

(委任)

第 13 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に学長が定める。

様式第1号

## パソコン貸与申請書

年 月 日

島根県立大学学長 様

申請者	住 所	
	学籍番号	
	(受験番号)	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印

島根県立大学出雲キャンパスパソコン貸与要綱第3条により、パソコンの貸与を受けた  
いので、下記のとおり申請します。

### 記

- 貸与希望期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 添付書類（※留学生は、添付書類不要）
  - 年分所得課税証明書（父母又はこれに代わって家計を支えている者）

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学学長

パソコン貸与決定通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり貸与を決定しましたので通知します。

記

1 貸与期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 連絡事項等

様式第2号の2

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学学長

パソコン貸与不採用通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、貸与の対象となりませんでしたのでお知らせします。

記

1 理 由

受付印

様式第3号

機器借用書

品名及び数量	品名	数量
借用期間	年 月 日 年 月 日	より まで

上記機器を借用します。万一使用できない状態になった場合は責任を持って現状に復帰したうえで返却します。

年 月 日

借用者 学籍番号  
氏 名

印

島根県立大学学長 様

返却日	年 月 日	確認	
-----	-------	----	--

様式第4号

## ソフト導入許可願

年 月 日

島根県立大学学長 様

学籍番号

氏 名

印

年 月に借用したパソコンに、下記のソフトを導入したいので、許可いただきますようお願いいたします。

### 記

ソフト名	使用目的・理由	事務 使用欄
		可・否
		可・否
		可・否
		可・否
		可・否

※担当者は、申請ソフトの導入可否を事務使用欄に記入したうえ、本書の複写を申請者に渡し通知すること。

パソコン一時返還免除願

年 月 日

学籍番号

氏 名

印

第11条第1項に該当することから、パソコンの一時返還が必要となりますが、下記の理由により一時返還を免除いただきますようお願いします。

記

一時返還 該当理由	
一時返還免除を 受けたい 理由	
免除希望期間	年 月 日から 年 月 日まで

【事務使用欄】

免除期間	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

様式第6号

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学学長

パソコン貸与決定取消通知書

年 月 日付 第 号で決定通知したパソコンの貸与については、貸与を取り消したので通知します。なお、貸与しているパソコンは、下記の指示に従い、速やかに返還してください。

記

- 1 返還期限 年 月 日
- 2 返還場所 島根県立大学出雲キャンパス管理課
- 3 留意事項等

## 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパスパソコン貸与要綱

令和5年3月8日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長決裁

(目的)

**第1条** この要綱は、島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパスに在籍予定の学生へのパソコン（関連機材も含む）の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与要件)

**第2条** パソコンの貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件（1）又は（2）に該当する者とする。

（1）日本学生支援機構給付型奨学金採用候補者、かつ支援区分が第Ⅰ区分である者。

（2）上記（1）に準ずるやむを得ない事情がある者。

(貸与の申請)

**第3条** パソコンの貸与を申請する者は、別に指定する日までにパソコン貸与申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を学長に提出するものとする。

(貸与の決定)

**第4条** 学長は、前条の規定により申請書等の提出があった場合は、内容を審査・選考の上、パソコンを貸与する者を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定によりパソコンの貸与を決定したときは、パソコン貸与決定通知書（様式第2号の1）により、パソコンの貸与を決定した者（以下「被貸与者」という。）に通知するものとする。なお、パソコンの貸与を決定しなかった者には、パソコン貸与不採用通知書（様式第2号の2）により、通知するものとする。

(引き渡し)

**第5条** 被貸与者は、別に指定する日に松江キャンパス管理課において、パソコンの引き渡しを受けるものとする。

2 パソコンの引き渡しを受けた被貸与者は、機器材借用書（様式第3号）を学長に提出するものとする。

(貸与期間)

**第6条** パソコンの貸与を受けることができる期間は、原則1年以内とし、この期間を満了した場合は、ただちにパソコンを学長に返還しなければならない。

(貸与期間の延長)

**第7条** やむを得ない理由により前条の貸与期間満了後に貸与期間を延長する場合は、パソコン貸与期間延長願（様式第4号）を提出し、学長が必要と認めた場合は、貸与期間満了月の翌月から1年以内で貸与を受けることができるものとする。

(使用料等)

**第8条** 前条及び前々条のパソコンの貸与期間は、無償とする。ただし、学長が必要と判断した場合は、保険料の支払を求めることができるものとする。

(使用上の義務)

**第9条** 被貸与者は、管理者の注意をもって、貸与を受けたパソコンを管理しなければならない。

2 被貸与者は、貸与を受けたパソコンを別の第三者に貸与してはならない。

(賠償等の義務)

**第10条** 被貸与者は、貸与を受けたパソコンを損又は紛失したときは、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

2 被貸与者は、自己の責めに帰す理由により、パソコンを破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、破損に限り、その理由が被貸与者の故意又は重大な過失によらない場合は、学長は、その債務の全部又は一部を免除することができる。

(パソコンの一時返還等)

**第11条** 被貸与者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その者はただちに貸与を受けたパソコンを学長に一時返還しなければならない。

(1) 休学したとき

(2) パソコンが破損したとき

(3) パソコンの保守点検や保険期間の確認等のために、学長が返還を求めたとき

2 前項第1号に該当する者が休学中も引き続きパソコン貸与を希望する場合は、パソコン一時返還免除願(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

**第12条** 学長は、被貸与者が第4条によるパソコンの貸与の決定の後に、次の各号に該当することとなったときは、貸与の決定を取り消すことができる。

(1) 退学をした場合

(2) 除籍となった場合

(3) パソコン貸与に関する大学の指示に従わなかった場合

(4) 貸与したパソコンを故意に破損させた場合

(5) 自己のパソコンを所有することになった場合

2 学長は、前項の規定により被貸与者に対する貸与の決定を取り消したときは、パソコン貸与決定取消通知書(様式第6号)により、貸与者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた被貸与者は、ただちに貸与を受けているパソコンを学長に返還しなければならない。

(委任)

**第13条** この規程の施行に関し必要な事項は、別に学長が定める。

## 附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和6年11月1日から施行する。これ以前の貸与については、なお従前の例による。

## パソコン貸与申請書

年 月 日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長 様

島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパスパソコン貸与要綱第3条により、パソコンの貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

1. 申請者（被貸与者）

対象区分 <small>(どちらかにチェックを入れる)</small>	<input type="checkbox"/> (1) 日本学生支援機構給付型奨学金採用候補者、かつ支援区分が第I区分である者 <input type="checkbox"/> (2) 上記に準ずるやむを得ない事情がある者
入学後の所属	学部 <span style="float: right;">学科</span>
受験番号	
フリガナ	
氏名	
現住所	〒
申請者の携帯電話番号	
申請者のメールアドレス	

2. 保護者又は保証人、及び家族状況

氏名					
住所	〒				
携帯電話番号					
メールアドレス					
家族状況	続柄	氏名	年齢	収入の有無	就学状況

※記載上の注意

「家族状況」欄には、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族について記入してください。なお、「就学状況」は、在学する大学・高等学校・専門学校等を記入してください。

3. 添付書類

- (1) 日本学生支援機構の「大学等奨学生採用候補者決定通知」の写し（給付奨学金の選考結果欄に「支援区分：第1区分」と記載のあるもの）、またはやむを得ない事情を確認できる書類
- (2) 「家族状況」欄に記入した者のうち、生計維持者（父母、又は父母に代わって生計を維持している者）について収入状況を証明する最新の書類（市区町村長が発行する所得・課税証明書等）を添付してください。収入がない場合も「0円」という証明が必要です。

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長

## パソコン貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり貸与を決定しましたので通知します。

記

1. 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで
2. 連絡事項等

様式第2号の2

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長

## パソコン貸与不採用通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、貸与の対象となりませんでしたのでお知らせします。

記

理 由

受 付	年 月 日	
返 却	年 月 日	
初期化	年 月 日	

## 機 材 借 用 証

品名及び数量	
借 用 期 間	年 月 日 より 年 月 日 まで

機器の借用に際し、以下事項を遵守いたします。(確認後、チェックを入れる)

<input type="checkbox"/>	1. 借用機材は、島根県立大学・島根県立短期大学部松江キャンパスでの教育・研究及び学生生活に用いるため特別に貸与を受けるものであり、借用者は保管・管理等の義務を負う。
<input type="checkbox"/>	2. 借用者は、借用機材を破損又は紛失した場合は、ただちに管理課に届けなければならない。なお、破損又は紛失が自己の責めに帰す理由による場合は、その損害を賠償しなければならない。
<input type="checkbox"/>	3. 借用者は、借用機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除、複製などの変更を加えてはならない。ただし、授業における指示によるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。
<input type="checkbox"/>	4. 借用者は、借用機材を別の第三者に転貸してはならない。
<input type="checkbox"/>	5. 借用者は、借用機材を担保物件としてはならない。
<input type="checkbox"/>	6. 借用者は、借用機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要な OS のセキュリティ対策をし、ウイルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
<input type="checkbox"/>	7. 借用者は、借用機材の消耗品は自己で賄わなければならない。
<input type="checkbox"/>	8. 借用者は、借用機材について大学管理者の指示があるときは、その指示に従わなければならない。また、退学・除籍等、または自己でパソコンを購入するなど貸与理由が消滅したときは、直ちに返還しなければならない。
<input type="checkbox"/>	9. 借用機材を返還する場合は、必要なデータ等は各自の責任でバックアップを取らなければならない。(貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる)
<input type="checkbox"/>	10. 借用者は、借用機材を貸与期間終了までに遅滞なく学長へ返還しなければならない。

年 月 日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部学長 様

借用者 学科・学年  
学 籍 番 号  
氏 名

様式第4号

## パソコン貸与期間延長願

年 月 日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長 様

借用者 学科・学年  
学籍番号  
氏 名

パソコン貸与期間満了となりますが、下記の理由により期間延長していただきますようお願いいたします。

記

期間延長の理由	
延長期間	年 月 日から 年 月 日（1年以内）

様式第5号

## パソコン一時返還免除願

年 月 日

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長 様

借用者 学科・学年  
学籍番号  
氏 名

第11条第1項第1号に該当することから、ノートパソコンの一時返還が必要となりますが、下記の理由により一時返還を免除いただきますようお願いいたします。

記

一時返還免除を受けたい理由	
免除希望期間	年 月 日から 年 月 日まで

※休学中であっても (1)退学した場合 (2)除籍となった場合 (3)パソコン貸与に関する大学の指示に従わなかった場合 (4)貸与したパソコンを故意に破損させた場合 (5)自己のパソコンを所有することになった場合は、貸与を受けているパソコンを返還してください。

第 号  
年 月 日

様

島根県立大学・島根県立大学短期大学部 学長

## パソコン貸与決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知したパソコンの貸与については、貸与を取り消したので通知します。なお、貸与しているパソコンは、下記の指示に従い、速やかに返還してください。

### 記

- 1 返還期限 年 月 日
- 2 返還場所 島根県立大学・島根県立大学短期大学部松江キャンパス管理課
- 3 留意事項等